

仕 様 書

陸上自衛隊仕様書			
件名	生活隊舎 Wi-Fi設置役務	仕 様 書 番 号	厚生一第2号
		作 成	令和8年5月13日
		作 成 部 隊	神町駐屯地業務隊

1 本仕様書は神町駐屯地において実施する「生活隊舎Wi-Fi設置役務」について必要な事項を記載する。

2 役務内容等

(1) 設置場所

山形県東根市神町南三丁目1番1号 神町駐屯地内生活隊舎（8コ隊舎）

(2) 通信機器

ア Wi-Fi ハイエンド6AP（同等品）	1式
イ ブロードバンドルーター	1台
ウ LANケーブル	1式
エ 発注者が指定する固有のSSID及びパスワードを設定できること。	

（利用者は、上記SSID及びパスワードを入力し登録した後に、接続が可能となる。）

オ アクセスポイント機器の設置場所については、無線LANの利用範囲が最大となる場所を選定すること。また、その際のLANケーブル等の配線は受注者が整備する。

カ 安全かつ安定した設置場所を確保するとともに、景観にも配慮すること。

(3) 毎月使用料

ア OCN IPoE サービスワイドプラン同等品以上	1式
イ ギガらく Wi-Fi ハイエンドEXプラン同等品以上	1式

(4) 設置箇所

設置箇所は別表1「生活隊舎Wi-Fi設置箇所」による。

3 セキュリティ

「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（平成30年7月25日内閣サイバーセキュリティセンター）」に基づき必要な対策を講じること。

4 疑 義

本仕様書に明記の無いとき又は疑いを生じた時には全て監督官と協議するものとする。

5 保 証

本役務上の欠陥による不具合及び作業中の事故・災害は、全て請負者の責任とし、完成検査終了後、保証期間内において設置機器に故障が生じた場合は、無償で修理すること。また、本役務実施中施設等に汚損を与えた場合は、速やかに監督官へ報告し、その指示に従い速やかに復旧すること。この場合は全て請負者の負担とする。

6 完成検査

設置完了後、検査官等立合いの上、機能検査を実施し合格を得るものとする。

7 その他

- (1) 本役務は、本仕様書によるものとし、特に記載及び指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施するものとする。
- (2) 本仕様書において不明な点がある場合は、担当者と調整すること。
- (3) 本役務は、原則として官側課業時間内(0815～1700)に実施するものとする。

ただし、通信機器の故障等の場合は、前記によることなく監督官の求めにより専門技術者を派遣し故障箇所の特定制を実施すること。その後、監督官へ故障内容及び必要な修繕内容等を報告するものとする。

8 調整先

本仕様書に関し不明な点は、神町駐屯地業務隊厚生科厚生班長（0237-48-1151 内線：5346）に連絡し指示を受ける。

9 提出書類

提出書類は、別表2「提出書類一覧表」のとおりとする。

提出書類一覧表

書類名	部数	様式	宛先名	提出時期
役務着手届	1	別示	分任契約担当官 陸上自衛隊神町駐屯地 第401会計隊長	受注後速やかに
現場代理人通知書	1		〃	〃
役務工程表（計画・実施）	1		〃	〃
材料検査簿	1		〃	材料搬入時
役務完了届	1		〃	受注後速やかに
役務写真	1		〃	完了検査時
その他				監督官の指示による
役務写真は、作業前・中・後、監督官及び検査官が指示した箇所、隠蔽箇所等を撮影したもの。 また、本工事及び役務は現場終了後、各種書類の提出報告をもって完了とするので全ての書類 の提出期限は確実に厳守すること。				